

令和4年（行サ）第10号 選挙無効請求上告事件
上告人 鶴本圭子 外108名
被上告人 東京都選挙管理委員会 外10名

上告理由書(1)

2022（令和4）年3月 日

最高裁判所 御中

上告人（原審原告）ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

目 次

I	平成 23 年大法廷判決（衆）、平成 25 年大法廷判決（衆）、平成 27 年大法廷判決（衆）、平成 30 年大法廷判決（衆）に照らして、本件選挙は、違憲状態である：（本書 1～3 頁）	1
II	「違法判断の基準時」の判断（判例）の不当な変更：（本書 4～6 頁）	4
III	「不可分の一体」の法理により、一部の小選挙区の瑕疵（違憲状態の瑕疵）は全体に及ぶ：（本書 7 頁）	7
IV	① 憲法 56 条 2 項；② 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；③ 前文第 1 項第 1 文前段は、人口比例選挙を要求する（統治論）：（本書 8～13 頁）	8
V	国会議員主権国家：（本書 14～15 頁）	14
VI	現時点では、人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法研究者等が、36 人；非人口比例選挙説の憲法研究者は、0 人である：（本書 16～18 頁）	16
VII	事情判決の法理は、 天使の法理 である：（本書 19～27 頁）	19
1	【昭和 51 年大法廷判決（衆）】：（本書 20～21 頁）	20
2	【昭和 60 年大法廷判決（衆）／事情判決】：（本書 21～23 頁）	21
3	【比較衡量（具体的な検討）】：（本書 23～27 頁）	23
VIII	従来の最大剰余方式の アダムズ方式 への 変更 は、 合理性を有しない ：（本書 28～40 頁）	28
1	【端数処理】：（本書 28～29 頁）	28
2	【従来から採用され、既に行政実務として定着していた最大剰余方式は、合理性が有る】：（本書 29～30 頁）	29
3	【従来からの最大剰余方式を アダムズ方式（＝終期「一人別枠方式」） へ 変更 することは、 合理性を有しない 】：（本書 31～35 頁）	31
4	【全人口の 48.8％〈最大剰余方式〉】：（本書 35～36 頁）	35
IX	憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する：（本書 41～42 頁）	41
X	立証責任は、国にある：（本書 43～45 頁）	43
XI	「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙は、「 国会の活動の正統性を支える基本的条件 」未達の選挙である：（本書 46～50 頁）	46
最後に	（本書 51～56 頁）	51
1	ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉：（本書 51～52 頁）	51
2	寺田逸郎裁判長（最高裁所長官〈当時〉）の質問：（本書 52～55 頁）	52
3	大谷直人最高裁長官の新任判事補宛訓示（令和 2 年 1 月 15 日）：（本書 55～56 頁）	55

Ⅰ 平成 23 年大法廷判決（衆）、平成 25 年大法廷判決（衆）、平成 27 年大法廷判決（衆）、平成 30 年大法廷判決（衆）に照らして、本件選挙は、違憲状態である

Ⅰ 平成 23 年大法廷判決（衆）、平成 25 年大法廷判決（衆）、平成 27 年大法廷判決（衆）、平成 30 年大法廷判決（衆）に照らして、本件選挙は、違憲状態である：（本書 1～3 頁）

1 (1)

表 1

選挙年 (衆院選小選挙区)	平成 21 年選挙 (2009)	平成 24 年選挙 (2012)	平成 26 年選挙 (2014)	平成 29 年選挙 (2017)	令和 3 年選挙 (2021)
①選挙人数最大較差	2.304	2.425	2.129	1.979	2.079
②選挙人数最大較差が 2 倍を超えた選挙区数	45 (民集 65 卷 2 号 776 頁)	72 (民集 67 卷 8 号 1518 頁)	13 (民集 69 卷 7 号 2054 頁)	0 (民集 72 卷 6 号 1265 頁)	29
③最高裁大法廷判決	平成 23 年判決 違憲状態 平 23.3.23 (甲 14)	平成 25 年判決 違憲状態 平 25.11.20 (甲 16)	平成 27 年判決 違憲状態 平 27.11.25 (甲 18)	平成 30 年判決 条件付合憲 平 30.12.19 (甲 20)	
④合理的期間	違憲状態は正 のための 合理的期間 は徒過 していない。	違憲状態は正 のための 合理的期間 は徒過 していない。	違憲状態は正 のための 合理的期間 は徒過 していない。		
		平成 25 年改 正法が同年 7 月 28 日より 施行済。平成 22 年人口での 人 口 差 は 1.998 倍 に縮 小されていた。 (民集 67 卷 8 号 1519 頁)			

(2) 上記表 1 の中の特に注目すべき情報を抜き書きすれば、下記のとおりである。

選挙年 (衆院選小選挙区)	平成 21 年選挙 (2009)	平成 24 年選挙 (2012)	平成 26 年選挙 (2014)	平成 29 年選挙 (2017)	令和 3 年選挙 (2021)
①選挙人数最大較差	2.304	2.425	2.129	1.979	2.079
②選挙人数最大較差が 2 倍を超えた選挙区数	45	72	13	0	29
③最高裁大法廷判決	平成 23 年判決 違憲状態 平 23.3.23 (甲 14)	平成 25 年判決 違憲状態 平 25.11.20 (甲 16)	平成 27 年判決 違憲状態 平 27.11.25 (甲 18)	平成 30 年判決 条件付合憲 平 30.12.19 (甲 20)	

2 (1) 平成 27 年大法廷判決（衆）の裁判対象たる平成 26 年選挙では、(A)選挙人数最大較差が **2.129** 倍（但し、末尾より下の桁を四捨五入して得た概数。本書中の他の数字についても、同じ。）であり、且つ(B))選挙人数最大較差・2 倍を超える小選挙区数が **13** 個であった。

(2) 平成 30 年大法廷判決（衆）の裁判対象たる平成 29 年選挙では、前回の平成 26 年選挙と比べ、(A)選挙人数最大較差が、**2.129** 倍から **1.979** 倍に縮小し、且つ(B)選挙人数最大較差・2 倍を超える小選挙区数も、**13** 個から **0** 個になった。平成 30 年大法廷判決（衆）は、「条件付合憲」判決であった。

(3) ところが、本件選挙では、(A)選挙人数最大較差が、**1.979** 倍から **2.079** 倍に拡大し、且つ(B)選挙人数最大較差・2 倍を超える小選挙区数が、**0** 個から **29** 個に達している。

(A)選挙人数最大較差が、**1.979** 倍（平成 29 年選挙）から **2.079** 倍（本件選挙）に拡大し、且つ (B)選挙人数最大較差・2 倍を超える小選挙区数が、**0** 個（平成 29 年選挙）から **29** 個（本件選挙）に達しているとおおり、本件選挙は、平成 30 年大法廷判決（衆）で条件付合憲と判断された平成 29 年選挙と比べ、「投票価値の不均衡の是正」への方向性の点で、**大きく後退**した。

(4) 平成 26 年選挙と比較すると、本件選挙の選挙人数最大較差は、**2.129** 倍（平成 26 年選挙）から **2.079** 倍（本件選挙）に、僅かに 0.050 倍（ $=2.129-2.079$ ）縮小しているが、選挙人数最大較差が 2 倍を超える県は、**13 個**（平成 26 年選挙）から **29 個**（本件選挙）へ大幅に増加している。

よって、違法性の強さの点では、本件選挙は、平成 26 年選挙（平成 27 年大法

廷判決（衆）〈違憲状態判決〉）と比べて、より強い¹⁾か又は同等と解される。

従って、本件選挙 は、違憲状態と解される（但し、上告人（原審原告）らは、『本件選挙は違憲無効』と主張する。）。

- (5) 新聞各紙は、**速やかな選挙制度改革**を求める社説・論説を繰り返し掲載している。¹⁾

(以下 余白)

¹⁾ 社説等一覧：(甲 136)

- 1 【衆院選】速やかな選挙制度改革（10 増 10 減）を求める新聞社の **28** の社説・論説；
- 2 【参院選】速やかな選挙制度改革（抜本的見直し）を求める新聞社の **17** の社説；
- 3 合区解消のための自民党憲法改正案（47 条）を批判する新聞社の **13** の社説；
- 4 抜本的な見直しをせず成立させた(参院定数)6 増改正法の内容、成立の経緯を批判する **42** の社説・論説

II 「違法判断の基準時」の判断（判例）の不当な変更：（本書 4～6 頁）

（はじめに）

平成 30 年大法廷判決（衆）（甲 20）²⁾ は、平成 28 年改正法（アダムズ方式採用）³⁾；平成 29 年改正法⁴⁾ の成立を考慮して、『該選挙は、違憲状態ではない』旨判決した。

しかしながら、平成 30 年大法廷判決（衆）の「違法判断の基準時」の判断は、昭和 51 年大法廷判決（衆）（甲 1）⁵⁾ の「違法判断の基準時」の判断（判例）と矛盾する。

- 1 昭和 51 年大法廷判決（衆）の判決日より前に成立した昭和 50 年改正法⁶⁾ により、計算上、一票の最大較差は、1 対 4.83 から 1 対 2.92 に縮小していた⁷⁾。

但し、昭和 50 年改正法に基づく選挙区割りの選挙は、昭和 51 年大法廷判決（衆）の該選挙年の投票日（昭和 47 年 12 月 10 日）の時点では、**未施行**であった。

- 2 昭和 51 年大法廷判決（衆）は、（選挙投票日〈即ち、「違法判断の基準時」〉において、**未施行**の「昭和 50 年改正法の成立を考慮しないという」）「違法判断の基準時」の判断に基づき、『該昭和 47 年 12 月 10 日施行衆院選は、違法である』旨判示した。

- 3 ところが、平成 30 年大法廷判決（衆）は、平成 28 年改正法²⁾；平成 29 年改正法³⁾ の成立（但し、選挙投票日〈＝「違法判断の基準時」〉において、アダム

²⁾ 平成 30 年 12 月 19 日最高裁大法廷判決（衆）、民集 72 卷 6 号 1241 頁（甲 20）

³⁾ 平成 28 年法律第 49 号

⁴⁾ 平成 29 年法律第 58 号

⁵⁾ 昭和 51 年 4 月 14 日最高裁大法廷判決（衆）、民集 30 卷 3 号 223 頁（甲 1）

⁶⁾ 昭和 50 年法律第 63 号

⁷⁾ 昭和 58 年 11 月 7 日大法廷判決（衆）、民集 37 卷 9 号 1264 頁（甲 3）

ズ方式の選挙区割りは**未実施**である。)を考慮して、『当該選挙は、違憲状態ではない』旨判示した。

- 4 憲法判例の中の**先例**として拘束力を持つ部分は、「**憲法判例の中の**」**「法律な**どの**合憲・違憲の結論**それ自体を指すのではなく、**その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけである**」(佐藤幸治『憲法第3版』青林書院、2003年27頁(甲46)、上告理由書(2)第2章【違法判断の基準時等】Ⅰ、1～2(同書17～19頁)参照)。

- 5 (1) 昭和51年大法院判決(衆)の、(選挙投票日(即ち、「違法判断の基準時」)において、**未施行**の昭和50年改正法の成立を考慮しない)「違法判断の基準時」の判断は、上記の「**その結論に至る上で直接必要とされる憲法規範的理由づけ**」に該当すると解される。

平成30年大法院判決(衆)は、①**判例を変更したこと及び②真に説得力を有する判例変更の理由を明示することなく**、昭和51年大法院判決(衆)の「違法判断の基準時」の判断(判例)を**不当に変更**して、平成28年改正法；平成29年改正法の成立(但し、アダムズ方式の選挙区割りは**未実施**である。)を考慮して、『平成29年10月22日施行の衆院選(小選挙区)は、違憲状態ではない』旨判示した。

従って、平成30年大法院判決(衆)の『当該選挙は違憲状態ではない』旨の判示は、昭和51年大法院判決(衆)の「**違法判断の基準時**」の判断(判例)の**不当な変更**に該当する、と解される(上告理由書(2)、第2章【違法判断の基準時等】Ⅰ、4(同書21～22頁)参照)。

- (2) 司法は、**財布も剣も**持っていない。財布も剣も持っていない司法が、**権威**をもって、国家の中で、司法として機能するためには、裁判所は、専ら、他の国家机关(行政府と立法府)と国民からの、裁判所に対する**信頼と尊敬**に依拠せざ

るを得ない。

裁判所が、行政府と立法府と国民から、信頼と尊敬を得るには、裁判の、**安定性**と**公平性**が不可欠である。

判例変更は、常に裁判の安定性を損なうリスクを伴う。該リスクを回避するため、判例を変更する場合は、判決文中に、①判例変更する旨の記述と、②真に説得力を有する判例変更の理由の記述が求められる。

これらを欠く判例変更は、**不当な判例変更**である（芦部信喜東京大学名誉教授「合憲限定解釈と判例変更の限界」ジュリスト No.536 1973.6 53～54 頁（甲 107）、上告理由書(2)78～80 頁参照）。

【裁判の権威を、（行政府と立法府と国民からの裁判所に対する）**信頼**と**尊敬**に専ら依拠する裁判所が、**不当な判例変更**を行うこと】は、**あってはならないこと**である（上告理由書(2)第 4 章【不当な判例変更についての 9 人の憲法学者の意見】（同書 78～89 頁）参照）。

6 本II「**違法判断の基準時**」の判断（判例）の**不当な変更**（本書 4～6 頁）は、**上告理由書(2)**、**第 2 章【違法判断の基準時等】**（同書 17～63 頁）及び同**第 4 章【不当な判例変更についての 9 人の憲法学者の意見】**（同書 78～89 頁）の議論により、補足される。

（以下、余白）

Ⅲ 「不可分の一体」の法理により、一部の小選挙区の瑕疵(違憲状態の瑕疵)は全体に及ぶ：(本書7頁)

(1) 昭和51年大法廷判決(衆)(甲1)は、

「そして、選挙区割及び議員定数の配分は、議員総数と関連させながら、前述のような複雑、微妙な考慮の下で決定されるのであつて、一旦このようにして決定されたものは、一定の議員総数の各選挙区への配分として、相互に有機的に関連し、一の部分における変動は他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有するものと認められ、その意味において不可分の一体をなすと考えられるから、右配分規定は、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである。」(強調 引用者)

と判示する(民集30巻3号245頁)。

(2) 同判決(昭和60年大法廷判決(衆)も同旨)は、爾後の判決により正当に判例変更されていない。

従って、昭和50年大法廷判決(衆)の該判示は先例として爾後の判決を拘束する。

平成30年大法廷判決(衆)は、①『判例変更する』旨の記述も；②先例(昭和50年大法廷判決(衆)；昭和60年大法廷判決(衆))が誤りであったことを認めた上で判例変更を必要とする真に説得力のある理由の記述もなく、11都県が違憲状態たる一人別枠方式の議員定数であったにも拘わらず(上告理由書(2)3頁脚注⁷⁾参照)、『該選挙は、違憲状態ではない』旨判決した。

よって、平成30年大法廷判決(衆)は、先例(昭和50年大法廷判決(衆)；昭和60年大法廷判決(衆))の不当な変更である(上告理由書(2)、第1章、2[平成30年大法廷判決(衆)の不当な判例変更(本件選挙の「不可分の一体」)](同書3～16頁)参照)。

IV ① 憲法 56 条 2 項；② 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；③ 前文第 1 項第 1 文前段は、人口比例選挙を要求する（統治論）：

（本書 8～13 頁）

- 1 下記①～⑥に示すとおり、① 憲法 56 条 2 項；② 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；③ 前文第 1 項第一文前段は、人口比例選挙を要求する（統治論）（上告理由書(2)、第 3 章、1 【統治論（その 2）】〈同書 65～76 頁 参照〉）。

① 国民は、**主権**⁸⁾を有する（② 憲法 1 条（「主権の存する日本国民」）及び憲法前文第 1 項第 1 文後段）。

② 国民は、**主権**の行使として、選挙権を行使する（憲法 15 条 1 項、3 項；43 条 1 項；44 条）。

③ 国民は、「正当に選挙された」国会議員を通じて、**主権**を行使する（③ 憲法前文第 1 項第 1 文前段〈「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」〉；② 1 条〈「主権の存する日本国民」〉及び前文第 1 項第 1 文後段〈「ここに主権が国民に存することを宣言し、」〉）。

即ち、「正当に選挙された」国会議員は、**主権**を有する国民の「国会における**代表者**」である（③ 憲法前文第 1 項第 1 文前段〈「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」〉）。

換言すれば、「正当に選挙された」国会議員は、国会において、**主権**を有する国民を**代表**する（憲法前文第 1 項第 1 文前段）。

⁸⁾ 上告理由書(2)脚注 ¹²⁾（同書 67 頁）参照。

- ④ 「正当に選挙された国会における代表者」〔③ 憲法前文第 1 項第 1 文前段〈「正当に選挙された国会における代表者」〉〕は、「主権」を有する国民を「代表」（強調 引用者）して〔③ 憲法前文第 1 項第 1 文前段〈「国民」の「国会における代表者」〉〕、全出席議員の「過半数」（強調 引用者）（50%超）で、「両議院の議事」を決する〔① 憲法 56 条 2 項〈「両議院の議事は、……出席議員の過半数でこれを決し、」〉〕。

ここで、「過半数」（強調 引用者）の文言が、統治論〔① 憲法 56 条 2 項；② 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；③ 前文第 1 項第 1 文前段が、人口比例選挙を要求する旨の議論〕の中の肝たる、決定的文言である。

人権論は、「正当に選挙された」全出席議員の過半数が「両議院の議事」のそれぞれを決す、という当該決定的論点を見落としている。

- ⑤ 各院の全出席議員の過半数（50%超）は、「正当（な）選挙」〔③ 憲法前文第 1 項第 1 文前段〕（即ち、人口比例選挙）で、〔各院の全議員との関係で按分される〕全出席議員の過半数（50%超）の比率（%）の主権を有する全国民から選出されるよう要求される〔③ 憲法前文第 1 項第 1 文前段 参照〕。

その理由は下記 A～D で示すとおりである。

A

- a 国会議員は、主権を有しない。

国民が主権を有する〔② 憲法 1 条及び憲法前文第 1 項第 1 文後段〕。

- b 国会議員は主権を有しておらず、「主権」を有する国民から選出された「国会における代表者」にすぎないので、国会議員の過半数だけでは、そもそも、憲法上、内閣総理大臣（＝行政権を 100% 支配する人）を指名できない。

- c 「正当（な）選挙」で、〔各院の全議員との関係で按分される〕全出席議

員の過半数（50%超）の比率（%）の主権を有する全国民から選出される、各院の出席議員の過半数（50%超）のみが、内閣総理大臣を指名できる（① 憲法 56 条 2 項；② 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；③ 前文第 1 項第一文前段）。

B

一方で、人口比例選挙では、【各院の全出席議員の 50%超（過半数）が、（各院の全議員との関係で按分される）全出席議員の 50%超（過半数）の比率（%）の主権を有する全国民から選出されること】が保障され、

他方で、非人口比例選挙では、【各院の全出席議員の 50%超（過半数）が、（各院の全議員との関係で按分される）全出席議員の 50%超（過半数）の比率（%）の主権を有する全国民から選出されること】が保障されない。

C 従って、

一方で、人口比例選挙では、国会議員は、主権を有する国民から「正当に選挙された国会における代表者」（憲法前文第 1 項第 1 文前段）である。

他方で、非人口比例選挙では、国会議員は、主権を有する国民から「正当に選挙された国会における代表者」ではない。

D 非人口比例選挙で当選した国会議員は、「主権の存する日本国民」（憲法 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段）の「正当に選挙された国会における代表者」（強調 引用者）（憲法前文第 1 項第 1 文前段）ではないので、非人口比例選挙は、憲法（憲法 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段、憲法前文第 1 項第 1 文前段）に反する。

⑥ 上記⑤について、下記 A～D のとおり、議論を補足する：

A

令和 3 年 10 月 31 日衆院選（小選挙区）（「本件選挙」ともいう）で、衆議院議員・145 人（ $=289$ 人の中の過半数 $\langle 50.2\%$ 但し、小数点以下 2 桁を四捨五入 $\rangle$ ）（ > 144.5 人 $\langle = 289 \text{ 人} \div 2 \rangle$ ）は、全人口の **43.978%** から選出されている（**43.978%** $\langle$ 但し、小数点以下 4 桁を四捨五入 $\rangle$ は、各都道府県につき、衆議院議員（小選挙区）1 人当り人口の最小県たる鳥取県の人口からスタートして、順次議員 1 人当り人口が増える方向に各都道府県の人口を積算し、当該各都道府県から選出の議員定数の累積値が 145 人（全 289 人の過半数）に至る場合の、「累積人口」 $\langle = 54,388,118$ 人 $\rangle$ の、対全人口（123,670,385 人）⁹⁾ 比である。）（平成 21（2009）年～同 29（2017）年選挙については、升永英俊「人口比例選挙（その 3）」法学セミナー 2019/05/no.772 66 頁、日本評論社 2019（甲 84）参照）。

逆に言えば、本件選挙では、全人口の **6.2%**（ $=50.2\% - 44.0\%$ $\langle$ 但し、小数点以下 2 桁を四捨五入 $\rangle$ ） $\langle = 7,667,564$ 人 $= 123,670,385$ 人 $\times 0.062 \rangle$ は、同小選挙区選出衆議院議員の過半数・145 人によって**代表**されていない。

B

全人口の **6.2%**（ $=50.2\% - 44.0\%$ ）に着目すれば、当該「全人口の **6.2%**」が、同小選挙区選出衆議院議員の過半数・145 人によって**代表**されていないので、本件選挙は、「日本国民は正当に選挙された国会における**代表者**を通じて行動し、」の定め（憲法前文第 1 項第 1 文前段）に違反する。即ち、憲法違反である。

換言すれば、全人口の **6.2%** の国民は、本件選挙（小選挙区）で、「内閣総理大臣」（但し、憲法 15 条の「公務員」の一つ）を選定する「国民固有の権利」（憲法 15 条）を否定されている。

これは、重大な憲法違反である。

C

「両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の**過半数**によってこれを**決**」する（憲法 56 条 2 項）ので、両議院の議事の一つた

⁹⁾ 2020 年国勢調査人口（速報値）：総務省 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline.pdf>

る、内閣総理大臣（即ち、行政の長）の指名（憲法 67 条）にあたっては、

- 【(i) (「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」する)【主権を有する国民】の過半数（50%超）が、
- (ii) 「正当（な）選挙」で、
- (iii) 国会議員の過半数（但し、単独与党の場合であれ、連立与党の場合であれ）を選出すること】

が決定的に重要である。

（【主権を有する国民】の過半数が国会議員の過半数を選出することを保障する）
「正当（な）選挙」は、人口比例選挙のみである。

D

国は、『憲法 47 条（「選挙区、・・・（略）・・・選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」）に基づいて、国会は、「選挙区」に関する事項につき立法裁量権があるので、衆院選（小選挙区）での一票の格差・2 倍は、許容される』旨主張する。

【上告人ら（原審原告ら）の反論】

(a) (i) 国会議員は、憲法 99 条に基づき、「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」。

(ii) [1] 憲法 56 条 2 項；

[2] 1 条及び憲法前文第 1 項第 1 文後段；

[3] 憲法前文第 1 項第 1 文前段

が、「正当（な）選挙」たる人口比例選挙を要求する以上、国会議員は、憲法 99 条に基づき、人口比例選挙を前提としたうえで、「選挙区」に関する事項を法律で定める義務を負っている、と解される。

従って、国の『国会は、憲法 47 条に基づいて「選挙区」に関し裁量権を有するので、非人口比例選挙となるような選挙区であっても、それを

立法できる』旨の主張は、憲法違反の主張である。

更に、昭和 51 年大法廷判決（衆）及び爾後今日迄に言渡された 22 の大法廷判決（但し、衆院選又は参院選に関する）の国の同主張と同旨の判決も、憲法に違反する。

(b) 上告人ら（原審原告ら）は、ここに下記 **X 立証責任は、国にある、1～2**（本書 43 頁）を引用する。

2(1) （【憲法が人口比例選挙を要求すること】を理由づけるための）上記 1 の①～⑤（本書 8～10 頁）の文章は、【上告人らの主張や評価を交えることなく、憲法の各条規、各条規の用語の組み合わせのみにより構成されているという、文章構成の特徴】を有している。

(2) 同①～⑤（本書 8～10 頁）の文章が示すとおり、【憲法が人口比例選挙を求めていること】は、憲法の**各条規と各条規の用語の組み合わせのみ**により、**証明**される。

(3) 上告人ら（原審原告ら）は、当裁判所におかれて、上記 1 の①～⑥（本書 8～13 頁）の議論の採否について、説得力十分の理由を付して、正面から判断されるよう、強く要請する（下記「最後に」3（本書 55～56 頁）〈大谷直人最高裁長官の新任判事補に対する訓示〉参照）。

3 本Ⅳ ① 憲法 56 条 2 項；② 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；③ 前文第 1 項第 1 文前段は、人口比例選挙を要求する（統治論）（本書 8～13 頁）は、上告理由書(2)、第 3 章【統治論（その 2）】（同書 64～77 頁）の議論により、補足される。

V 国会議員主権国家：（本書 14～15 頁）

1 非人口比例選挙では、

一方で、全国民の過半数未満が選出した国会議員が、全国国会議員の過半数を占め、

他方で、全国民の過半数が選出した国会議員が全国国会議員の過半数未満を占める。

2 そして、非人口比例選挙では、**主権**を有する全国民の過半数未満が選出した**国会議員の過半数**の意見（投票）が、**主権**を有する**全国民の過半数**が選出した国会議員の過半数未満の意見（投票）に対して、優越し得る。

即ち、非人口比例選挙では、**【主権**を有する全国民の過半数未満から選出された**【国会議員の過半数】**の意見が、**主権**を有する**全国民の過半数**の意見に優越すること】

以上のとおり、非人口比例選挙は、**国会議員主権**であり、憲法の**国民主権**の理念（憲法 1 条、前文第 1 項第 1 文後段）に反する。

非人口比例選挙は、憲法 1 条、前文第 1 項第 1 文後段違反である。

3 具体的な例として、内閣総理大臣の指名について、以下、議論する。

非人口比例選挙では、**主権**を有する全国民の過半数未満から選出される**全国国会議員の過半数**（即ち、与党〈単独与党であれ、連立与党であれ〉議員）の投票が、**全国民の過半数**から選出された**全国国会議員の過半数未満**の投票に優越し得るので、該全国国会議員の過半数が、内閣総理大臣（即ち、行政権を支配する人）を指名することが起こる。

以上のとおり、非人口比例選挙の国家は、**主権**を有する全国民の過半数から選出された**全国会議員の過半数**の投票が、全国民の過半数未満から選出された**全国会議員の過半数**の投票に、劣後することが起こり得るので、国民主権国家ではなく、**国会議員主権国家**である。

国会議員主権国家は、**憲法 1 条；前文第 1 項第 1 文後段；憲法第 1 項第 1 文前段**に反する。

(以下、余白)

VI 現時点では、人口比例選挙説又は基本人口比例選挙説の憲法研究者等が、36人；非人口比例選挙説の憲法研究者は、0人である：（本書16～18頁）

1 現時点では、人口比例説又は基本人口比例説の憲法学者等は、累計で36名¹⁰⁾

- ¹⁰⁾ ①君塚正臣横浜国立大学教授「判例評論」判例時報2296号150頁（甲87）、
②佐藤幸治京都大学教授『憲法〔第3版〕』（青林書院、2003年）479頁（甲46）、
③長谷部恭男東京大学教授『憲法〔第7版〕』（新世社、2018年）178頁（甲70）、
④辻村みよ子東北大学教授『憲法〔第5版〕』（日本評論社、2016年）326頁（甲66）、
⑤安念潤司中央大学教授「いわゆる定数訴訟について（二）」成蹊法学25号88頁（1987年）（甲88）、
⑥阪本昌成近畿大学教授『憲法理論Ⅱ』（成文堂、1993年）292頁（甲89）、
⑦長尾一紘中央大学教授『日本国憲法〔第3版〕』（世界思想社、1998年）170頁（甲68）、
⑧渋谷秀樹立教大学教授『憲法〔第2版〕』（有斐閣、2013年）217頁（甲65）、
⑨浦部法徳神戸大学教授『憲法学教室〔第3版〕』（日本評論社、2016年）551頁（甲90）、
⑩和田進神戸大学教授「議員定数の不均衡」ジュリスト増刊（有斐閣、2008年）185頁（甲69）、
⑪戸松秀典学習院大学教授『平等原則と司法審査』（有斐閣、1990年）325・326頁（甲91）、
⑫高見勝利北海道大学教授「最高裁平成23年3月23日大法廷判決雑感」法曹時報64巻10号2626頁（2012年）（甲92）、
⑬穴戸常寿東京大学教授「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」世界2011年6月号（岩波書店）24頁（甲93）、
⑭齊藤愛千葉大学教授「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室2018/3号No.45050頁（甲58）、
⑮升永英俊弁護士『一人一票訴訟 上告理由書』（日本評論社、2015年）19頁（甲94）、
⑯升永英俊弁護士執筆〈38～116頁〉、久保利英明弁護士執筆〈6～9頁〉、伊藤真弁護士執筆〈10～15頁〉、升永英俊、久保利英明、伊藤真、田上純『清き0.6票は許せない！』（現代人文社、2010年）（甲95）、
⑰川岸令和早稲田大学教授執筆、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）204頁（甲96）、
⑱山本真敬新潟大学教授「近時の「1票の格差」訴訟最高裁判決と立法者の「努力」」『法政理論53巻3・4号通巻171号』（2021年3月）64頁（甲97）、
⑲蟻川恒正 東京大学教授（当時）「[座談会] 憲法60年ー現状と展望」ジュリストNo.1334（2007.5.1）（有斐閣）24～26頁（甲98）、
⑳棟居快行 大阪大学教授（当時）、同28～29頁（甲98）、
㉑小山剛 慶応大学教授「平成29年衆議院議員選挙と「一票の格差」」ジュリストNo.1544（有斐閣）17頁（甲99）、
㉒東川浩二 金沢大学教授「新・判例解説 Watch Vol.25（2019.10）11～12頁（日本評論社）（甲53）、
㉓井上典之 神戸大学教授「定数訴訟における投票価値の平等と最高裁の役割」論究ジュリストNo.

である（但し、故人を含む）。

2 上告人ら（原審原告ら）は、原審原告ら準備書面(1)第3章、2【人口比例選挙説の刊行物、裁判例等】で、『2011～2019年の間に発表された非人口比例選挙説を主張する刊行物は、1個ある』旨記述したが、ここで、同1個を**0個**に訂正する。

その理由は、以下のとおりである。

『芦部信喜（著者）・高橋和之（補訂者）『憲法第七版』（岩波書店、2019年）145頁は、1票の格差・「おおむね2倍」説を記述している（甲80）が

-
- 29（2019 Spring）（有斐閣）194～195頁（甲100）、
- ②④赤坂正浩 立教大学教授「平成25年度重要判解」（ジュリスト1466号）9頁（甲101）、
- ②⑤斉藤一久 名古屋大学准教授「新・判例解説 Watch Vol.23（2018.10）41頁（日本評論社）（甲54）、
- ②⑥原田一明 立教大学教授「平成29年衆議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室2018.6 No.453 137頁（甲102）、
- ②⑦武田芳樹 山梨学院大学教授「0増6減改正後の衆議院議員選挙定数不均衡」法学セミナー2019/06 No.773（日本評論社）116頁（甲103）、
- ②⑧南野森 九州大学教授 法学教室2016 Spring 13頁（日本評論社）（甲71）、
- ②⑨尾形健 同志社大学教授「平成29年衆議院議員選挙投票価値較差訴訟大法廷判決」判例時報2433号（判例評論734号）168頁（甲51）、
- ③⑩上田健介 近畿大学教授「経済教室」日本経済新聞2017.6.5 東京版14頁（甲104）、
- ③⑪今関源成 早稲田大学教授「参院定数不均衡最高裁判決—最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」ジュリスト（0No.1272）2004.7.15 97頁（有斐閣）（甲105）、
- ③⑫高橋和之 東京大学教授『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）324頁（甲130）、
- ③⑬橋本基弘 中央大学教授「参議院議員選挙と裁判所」（はくもん 第67巻第3号（2015年）4～5頁）（甲132）、同「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和2年11月18日判決について — 裁判所と国会、国民との対話—（一）、（二）」（法学新報第128巻3・4号〈令和3年10月15日〉、同5・6号〈令和3年12月10日〉）（甲133）、
- ③⑭牧野力也 東京家政大学院大学講師「「一票の較差」の違憲審査基準に関する考察」筑波法政第54号（2013）70頁（甲73）、
- ③⑮中村良隆 名古屋大学日本法教育センター特任講師「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』日本評論社、2020年」Web 日本評論 <https://www.web-nippyo.jp/18405/>（甲72）、
- ③⑯上脇博之 神戸学院大学教授「参議院選挙区選挙の最大較差5.13倍を違憲とはしなかった2006年最高裁大法廷判決」速報判例解説 憲法 No.1 日本評論社12頁（甲74）。

同書の補訂者・高橋和之東大名誉教授は、高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）324頁（甲130）で、『憲法は一人一票等価値を要求している』旨記述している。

従って、芦部信喜（著者）・高橋和之（補訂者）『憲法第七版』（岩波書店、2019年）145頁の同「おおむね2倍」説の記述は、補訂者として、故芦部信喜の主張（但し、同新版（1997年）の時点での主張）を記したものであり、高橋和之教授の主張を記述したものではない、と解される。

以上の次第により、平成21（2011）年8月～令和3（2021）年11月までの約12年間の刊行物を調べた限りでは、少なくとも衆院選について言えば、『憲法は人口比例選挙を要求しない』旨の主張を発表した憲法学者は、結局、**0人**である。』

（以下、余白）

VII 事情判決の法理は、^{●●●●●}天使の法理である：（本書 19～27 頁）

【要約】

A 昭和 60 年大法廷判決（衆）¹¹⁾の事情判決の法理（但し、昭和 51 年大法廷判決（衆）の事情判決の法理も同旨）は、

①提訴された選挙は、全選挙区の中の一つの選挙区選挙のみであり、
且つ

②比例代表選挙は存在しなかった、

という **2 つの事情**の下で、**利益の比較較量**（即ち、①選挙が無効とされないことによる選挙人らの選挙権の制限の不利益と②選挙が無効とされることにより生じる不都合との間の利益衡量）により、違憲の選挙を「有効」と判決した法理である。よって、【憲法は、人口比例選挙を要求するので、非人口比例の該選挙は、無効】と主張する上告人ら（原審原告ら）からみると、いわば **悪魔の法理**であった。

B しかしながら、本件裁判では、昭和 51 年大法廷判決（衆）の事案と比べて、

① 比例代表選挙選出の**定足数（憲法 56 条 1 項）を満たす**衆院議員（176 人）が存在し、且つ

② **全 289 小選挙区で各原告が提訴した、**

という全く**異なる 2 つの新事情**がある。

C 該 2 つの異なる**新事情**の下では、衆院選の全 289 小選挙区選挙につき違憲無効判決が言渡されても、定足数を満たす比例代表選挙により選出された比例代表議員（176 人）が存在するので（憲法 56 条 1 項）、衆院は、国会活動を **100%有効**に行い得る。

¹¹⁾ 昭和 60 年 7 月 17 日最高裁大法廷判決（甲 4）

即ち、該 **2 つの異なる新事情**の下では、裁判所は、昭和 51 年大法廷判決（衆）；昭和 60 年大法廷判決（衆）の場合と異なつて、**逆に**、事情判決の法理に従つて、利益の**比較較量**をした上で、『本件選挙は、憲法 98 条 1 項後段により無効である』旨判決する憲法 76 条 3 項及び 99 条に基づく義務を負う。

よつて、昭和 51 年大法廷判決（衆）及び昭和 60 年大法廷判決（衆）の事情判決の法理は、本件選挙の該 **2 つの異なる新事情**の下では、悪魔の法理とは**真逆**の、^{●●●●}**天使の法理**として、機能する。

1 【昭和 51 年大法廷判決（衆）】：（本書 20～21 頁）

昭和 51 年大法廷判決（衆）は、

「 しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によつて得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであつて、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたなければならぬことになりは、更に、全国選挙について同様の訴訟が提起され選挙無効の判決によつてさきに指摘したのとほぼ同様の**不当な結果**を生ずることもありうるのである。また、**仮に一部の選挙区**の**選挙のみが無効とされるにとどまつた場合**でも、もともと同一憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの**異常な状態**の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その**所期するところ**でもないというべきである。

（略）

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である

行政事件訴訟法は、三一条一項前段において、当該処分が違法であっても、これを取り消すことにより**公の利益に著しい障害を生ずる場合**においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。

(略)

しかしながら、本件のように、**選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われた**という**一般性をもつ瑕疵**を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとすべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、**高次の法的見地から、右の法理を適用すべき場合がないとはいいきれないのである。」**(強調 引用者)

と判示する。

2【昭和 60 年大法院判決（衆）／事情判決】：(本書 21～23 頁)

さらに、昭和 60 年大法院判決（衆）は、

「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制

弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法三一条一項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである（昭和五一年大法廷判決参照）。」

(強調 引用者)

と判示する。

そして、**4 判事**（寺田治郎最高裁長官、木下忠良判事〈第二小法廷所属〉、伊藤正己判事〈第三小法廷所属〉、矢口洪一判事〈第一小法廷所属〉）。ただし、寺田治郎最高裁長官は、最高裁を代表して、木下忠良判事も、事実上第二小法廷を代表して、伊藤正己判事も、事実上第三小法廷を代表して、矢口洪一判事も、事実上第一小法廷を代表して、下記補足意見により、国会に向けて最高裁判所裁判官・15 人全員の『較差の是正がされることなく、選挙が実施される場合は、無効判決もありうる』旨の警告を発していると解される。）は、補足意見として、同 1125～1126 頁で、

「二 **昭和五八年大法院判決（違憲状態判決）**は、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反するものであることを肯定しながら、いまだその是正のための合理的期間が経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたことを重視し、議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、**その後現在まで右改正は実現していない**。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対

意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が**違憲宣言**であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法院判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままで施行された場合における選挙の効力については、**多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、その効力を否定せざるを得ないこともあり得る。**その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、**選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生する**という内容の判決をすることも、できないわけのものではない。」(強調 引用者)

と記述する(甲4)。

3【比較衡量(具体的な検討)】：(本書23～27頁)

【本件選挙では、全289小選挙区で原告が提訴しているので、最高裁が選挙無効判決を言渡す場合は、全289小選挙区選挙が無効となる】

- 1 衆院選は、小選挙区選出選挙と比例代表選出選挙の併用であり、参院選も、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙との併用である。

衆院選においては、比例代表選出議員の定数(176人)(公職選挙法4条1項)は、衆院議員の定数(465人)(同法同条同項)の1/3を超えている。

よって、衆院選(小選挙区)で、全289小選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出衆院議員(176人)が定足数(155人)(憲法56条1項)を満たすので、**衆院は、100%有効に国会活動を継続し得る。**

本件選挙では、選挙人らが、**全289小選挙区で提訴**している¹²⁾ので、最高裁

¹²⁾ 産経新聞(web版)「一票の格差」一斉提訴 全289選挙区、無効求め」2021/11/1 19:56

が違憲無効判決を言渡す場合は、全 289 選挙区の各選挙が違憲無効となる。

したがって、本件選挙の裁判では、提訴された選挙区が千葉 1 区のみであった昭和 51 年大法院判決（衆）の場合のような、千葉 1 区のみが無効となり、未提訴の他の選挙区の選挙が有効であるという、いわゆる**凸凹現象**という不都合は生じない。

本件選挙が違憲無効とされても、比例代表選出議員が存在するため、「憲法の所期しない結果を生ずる」（昭和 51 年大法院判決（衆）・民集 30 巻 3 号 251 頁参照）という事情が存在しない（即ち、社会的混乱が生じない）。

よって、**昭和 51 年大法院判決（衆）及び昭和 60 年大法院判決（衆）の事情判決の法理（判例）（即ち、利益の比較較量により選挙の無効・有効を決める法理）**に従い、本件選挙は、諸利益の**比較衡量**により、憲法 98 条 1 項により、「その効力を有しない」と解される。

【選挙無効判決により、国会議員の身分が失われても、「憲法の所期」しない事態は生じない】

- 2 憲法 54 条に基づき、衆議院は、解散される。**衆議院議員**が任期途中で解散により**身分喪失**することは、「憲法の所期」¹³⁾するところであり、解散は、社会的混乱に該当しない。また、**衆議院の解散の例に照らして**、参院選においても、選挙違憲無効判決により、参議院議員が任期途中で身分を喪失したとしても、衆議院の解散の場合と同様、そのことにより**社会的な不都合又は社会的混乱が生じるとは、およそ解されない。**

【選挙無効判決により、内閣総理大臣が身分を喪失しても、「憲法の所期」¹²⁾しない混乱は生じない】

- 3 「違憲無効」判決の言渡しにより、選挙が無効とされ、内閣総理大臣が地位を

<https://www.sankei.com/article/20211101-KD2F2ZOBONK4FFLO7Q7PZF7DBA/> 参照

¹³⁾ 昭和 51 年大法院判決（衆）民衆 30 巻 3 号 250 頁（甲 1）

失うと、社会的混乱や不都合が生じるか否かの問題を以下検討する。

憲法 70 条は、そもそも、何らかの事由により、内閣総理大臣が地位を失う場合があり得ることを予定する規定である。「違憲無効」判決による内閣総理大臣の地位の喪失は、**憲法 70 条の予定の範囲内**のことであって、社会的混乱や不都合は生じない。

国会議員たる内閣総理大臣が「違憲無効」判決によって国会議員の地位を喪失した時は、憲法 70 条にしたがって、内閣は総辞職をしなければならない。この場合、憲法 71 条にしたがって、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで、引き続きその職務を行う。

以上のとおり、選挙が「違憲無効」判決によって無効とされても、それは憲法が予定する範囲内でのことである。「違憲無効」判決の言渡し時に、内閣総理大臣がその地位を喪失しても、内閣が総辞職し（憲法 70 条）、内閣が、新たに内閣総理大臣が任命されるまで、引き続きその職務を行う（憲法 71 条）ので、「憲法の所期」しない、社会的混乱や不都合は生じない。

【将来効】

〔4〕 昭和 51 年大法院判決（衆）民集 30 卷 3 号 251 頁（甲 1）は、

「次に問題となるのは、現行法上選挙を**将来に向かって形成的に無効**とする訴訟として認められている**公選法二〇四条**の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする（同法二〇五条一項）ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては当該特定の選挙が将来に向かって失効するだけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。」（強調 引用者）

と判示し、【公選法 204 条に基づく選挙無効請求訴訟の選挙無効判決の効力は、

遡求せず、将来に向って選挙を無効にするものであること】を明言している。

したがって、この点でも、社会的不都合や社会的混乱は生じない。

【正統性の欠如】

- 〔5〕（平成 29 年衆院選（小選挙区）を、投票価値の較差の縮小及び「平成 24 年改正法から平成 29 年改正法までの立法措置」の双方を総合的に考慮して、『違憲状態ではない』旨判示する）平成 30 年大法廷判決（衆）は、
投票日以降、選挙が憲法の投票価値の平等の要求に合致する日の直前までの期間、【「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で当選した、「**国会活動の正統性**」を欠く国会議員¹⁴⁾の、国会の決議で、立法を行い、且つ行政権を司る内閣総理大臣を指名するという、**「憲法の所期」しない、国家権力の違法な行使**】を容認するものである。

¹⁴⁾ 平成 26 年大法廷判決（参）（甲 17）において、**5 最高裁判事**（櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充 敬称略。以下、全て同じ）は、同人らの補足意見（民集 68 卷 9 号 1383 頁）の中で

「しかし、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正統性**を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」（強調 引用者）

と記述するとおり、「投票価値の不均衡の是正」のされていない当該選挙で選出された参院議員は、「**国会の活動の正統性**」（強調 引用者）を欠く旨明言している。

更に、同平成 26 年大法廷判決（参）の大橋正春、鬼丸かおる、木内道祥の 3 最高裁判事は「当該選挙は、違憲違法」の反対意見（大橋正春 民集 68 卷 9 号 1389（27）～1396（34）頁；鬼丸かおる 同 1396（34）～1405（43）頁；木内道祥 同 1405（43）～1416（54）頁）であり、山本庸幸最高裁判事は、「当該選挙は、違憲無効」の反対意見（同 1416（54）～1422（60）頁）である。したがって、当該 **4 最高裁判事**も、当該「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠くと判断していると解される。

即ち、平成 26 年大法廷判決（参）の 15 最高裁判事のうち、上記の **9 最高裁判事**（櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充、大橋正春、木内道祥、鬼丸かおる、山本庸幸の 9 最高裁判事）が当該「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で選出された国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠くと解している、と解される。

これを主権を有する国民の側から見れば、
投票日以降、選挙が憲法の投票価値の平等の要求に合致する日の直前までの期
間、「主権」を有する国民が、**1**（「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙によ
り当選した「国会の活動の正統性」¹⁵⁾を欠く国会議員を含む）国会の議決で成
立した法律に拘束され、且つ**2**（「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙に
より当選した「国会の活動の正統性」を欠く国会議員を含む）国会の決議で指
名された「内閣総理大臣」の行政権執行の対象となる。

これは、主権を有する国民にとって、**筆舌に尽くし難い、苦難**（即ち、不利
 益又は権利侵害）である。

更に言えば、**「国会の活動の正統性」を欠く国会議員が、該苦難を「主権」**
を有する国民に押し付けることは、**憲法前文第1項第2文**（**「そもそも国政**
は国民の厳粛な信託によるものであつて、…その福利は国民がこれを享受す
る」）及び**1条**（**「主権の存する日本国民」**）の各明文が示す、**「主権の存する日**
本国民」の利益が、「主権」を有する国民の「国会における代表者」にすぎない、
「主権」を有しない国会議員の既得の利益に優越するという、徹頭徹尾の国民
の利益優先の憲法規範に**反する**。

4 本VII **事情判決の法理は、天使の法理である**（本書19～27頁）は、**上告理由書(2)、**
第5章【事情判決の法理は、天使の法理である】（同書90～126頁）の議論により補
 足される。

（以下 余白）

¹⁵⁾ 前掲注¹⁴⁾（本書26頁）参照

VIII 従来の最大剰余方式のアダムズ方式への変更は、合理性を有しない：（本書 28～40 頁）

1 【端数処理】：（本書 28～29 頁）

(1) ここで、衆院選（小選挙区）につき、各都道府県ごとに、2020 年国勢調査人口に比例した議員定数（以下、定数という）を、【289 人×各都道府県の人口÷全人口（＝整数＋端数）】の算式により計算することとする（例えば、鳥取県では、1.28（＝289 人×549,280 人／123,670,385 人となる。）（甲 86 の表 1 参照）。

(2) **最大剰余方式**では、【289－各都道府県の各整数の合計】（＝A【剰余定数】）について、各都道府県の端数の値（剰余人口）の大きい順に、順次各都道府県に定数・1 を分配し、A【剰余定数】が 0 になる迄、端数をもつ都道府県への配分を行って、A【剰余定数】が 0 となった時点で、A【剰余定数】の、端数を有する都道府県への配分が終了する。

残余の都道府県には、既に、A【剰余定数】が 0 となっているので、定数・1 の追加配分をしない。

(3) この【289 人－全都道府県の各整数の合計】（＝A【剰余定数】）の、端数を有する各都道府県への該追加配分は、A【剰余定数】が 0 に至る迄、端数（剰余人口）の値の大から小に、順次比例¹⁶⁾して行われる（即ち、端数〈剰余人口〉の値に比例する）。

(4) ところが、**アダムズ方式**（＝終期「一人別枠方式」。後(5)（本書 29 頁）参照）では、各都道府県へ配分する整数の合計が（289－47）となるような基数で各都道府県の人口を除し、全 47 都道府県に、夫々、整数の定数を配分し、且つ整

¹⁶⁾ ここでは、数学上の比例の意味ではなく、¹⁶⁾「〔美術〕表現されたものの各部分の間、または部分と全体との間の量的な関係。」（西尾実ら『岩波国語辞典第六版』（岩波書店 2000 年）1083 頁）の意味である。

数に付随する端数の値の大小を問うことなく、定数・1を**一律に**追加配分する。

この各都道府県当り定数・1の一律の追加配分方法は、端数の値の大小（即ち、剰余人口の値の大小）を問うことなく、全47都道府県の夫々に一律に定数・1を追加配分するので、各端数（剰余人口）の値に比例しない、剰余定数の各都道府県への配分方法（＝**終期**「一人別枠方式」。下記(5)参照）である。

- (5)A **一方で**、「一人別枠方式」は、**初期に**、総定数から47（但し、都道府県数）を、別枠として控除して、全47都道府県に夫々1ずつ配分し、残余の定数を人口に比例して全47都道府県に夫々配分する。

正確に言えば、この一人別枠方式は、**初期**「一人別枠方式」である。

他方で、アダムズ方式は、**終期に**、総定数から47を別枠として、全都道府県に夫々配分する。

正確に言えば、アダムズ方式は、**終期**「一人別枠方式」である。

- B 平成23年大法廷判決（衆）は、『地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。』と判断したうえで、『「一人別枠方式」（但し、正確に言えば、初期「一人別枠方式」）は、違憲状態である』旨判断した。

平成23年大法廷判決（衆）、平成25年大法廷判決（衆）、平成27年大法廷判決（衆）、平成30年大法廷判決（衆）の「一人別枠方式」を違憲状態と判断した判断枠組みに照らし、アダムズ方式（即ち、**終期**「一人別枠方式」。上記(5)A参照）も、「一人別枠方式」と同じく違憲状態である、と解される。

2【従来から採用され、既に行政実務として定着していた最大剰余方式は、合理性が有る】：（本書29～31頁）

- (1) A【剰余定数】の、端数を有する各都道府県への定数の配分について、F【289－各都道府県の整数の合計】(＝A【剰余定数】)を、各都道府県の端数の値の大きい順に、順次定数・1ずつA【剰余定数】が0に至る迄配分し、0をもってA【剰余定数】配分のうち打ち止めとする**最大剰余方式**は、A【剰余定数】をそれが0に至る迄、端数(剰余人口)の値に比例して、定数・1ずつ各都道府県へ追加配分する点で、人口比例の基準からみて**合理性がある**。
- (2) 平成8(1996)年、平成12(2000)年、平成15(2003)年の各衆院の定数配分では、下記①～③のとおり、最大剰余方式が継続して採用されており、最大剰余方式は、行政実務として定着していた(甲134)。
- ① 平成8(1996)年の第1回の小選挙区比例代表並立制の、
 小選挙区選挙：平成2(1990)年国勢調査人口に基づく(1〈1人別枠方式〉
 ＋最大剰余方式)(甲134：表1)；
 比例区選挙：平成2(1990)年国勢調査人口(最大剰余方式)(甲134：表2)
- ② 平成12(2000)年の第2回の小選挙区比例代表並立制の、
 減員された比例区：平成7(1995)年国勢調査人口に基づく(最大剰余方式)(甲134：表3)；
- ③ 平成15(2003)年の第3回の小選挙区比例代表並立制の、
 小選挙区選挙：平成12(2000)年の国勢調査人口に基づく(1〈1人別枠方式〉
 ＋最大剰余方式)(甲134：表4)；
 比例区選挙：平成12(2000)年の国勢調査人口に基づく(最大剰余方式)
 (甲134：表5)。
- (3)A 尚、平成27年2月9日第5回衆議院選挙制度に関する調査会の「**衆議院選挙制度に関する調査会(第5回)議事概要**」3頁には、「(3)事務局から、以下の事項について説明が行われた。」の中の記述として、

「我が国における議論として、」「これまでも最大剰余法を採ってきている」

との記述がある（乙 8 の 5）。

B 更に、同「衆議院選挙制度に関する調査会（第 5 回）議事概要」7～8 頁には、
「(3) 各委員からの主な発言」「(前回までの議論の整理等)」の中の記述として、

- ・ アダムズ方式が「1 + ドント式」とすれば、最高裁判所の現在の考え方からすると、**各都道府県に定数 1 を配分する点で 1 人別枠方式の 1 類型だと評価される可能性があるのではないか**。また、除数方式として考えれば、除数（基準人口）で各都道府県の人口を割った小数部分には、限りなく 1 に近いものからゼロに近いものまで生ずるが、それらの小数部分の大小にかかわらず全て切り上げて各都道府県に定数 1 を配分するので、**本質的性格においてはあらかじめ定数 1 を配分する方式と異なるのではないか**。

（略）

- ・ **アダムズ方式**は除数方式として全く別個に存在するとしても、**1 人別枠と見られてしまう可能性があることを否定しないが、それらを説明していくのが専門家の役割である。**」

との記述がある（乙 8 の 5）。

3 【従来の最大剰余方式をアダムズ方式（＝終期「一人別枠方式」）へ変更することは、合理性を有しない】：（本書 31～35 頁）

(1) 【平成 30 年大法廷判決（衆）】：（本書 31～33 頁）

平成 30 年大法廷判決（衆）は、民集 72 巻 6 号 1265 頁（甲 20）で、

「 3(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政

策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような**選挙制度の合憲性**は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた**裁量権の行使**として**合理性を有するか否か**によって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。」（強調 引用者）

と記述する（但し、平成23年大法院判決（衆）民集65巻2号778頁も同旨）。

同記述の中の、

「このような**選挙制度の合憲性**は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた**裁量権の行使**として**合理性を有するといえるか否か**によって判断されることになる。」(強調 引用者)

は、**重要な判断(判例)**である。

- (2) 国会は、衆院選(小選挙区)について、A【剰余定数】の各都道府県の端数(剰余人口)を有する各都道府県への配分について、平成28年改正法、平成29年改正法より**前**に、最大剰余方式を採用しており、最大剰余方式の採用は、既に行政実務として定着していた。

この最大剰余方式は、A【剰余の定数】を、A【剰余の定数】が0に至る迄、端数の値(剰余人口)に比例して定数・1を端数を有する各都道府県に追加配分するので、剰余定数の各都道府県への配分方法として、人口比例の基準からみて、「**合理性を有する**」と解される。

- (3) ところが、国会は、平成28年改正法、平成29年改正法で、平成28年改正法、平成29年改正法より前に採用済であり、行政実務として定着していた最大剰余方式を、(剰余定数・47を、端数の値(剰余人口)を考慮することなく、一律に全47都道府県に定数・1を追加配分する)アダムズ方式(=終期「一人別枠方式」)に**変更**した。

しかしながら、【この平成28年改正法、平成29年改正法より前に採用され、行政実務として定着していた端数の配分方式(=最大剰余方式)を、平成28年改正法、平成29年改正法で、(端数(剰余人口)の値の大小を問うことなく(従って、剰余人口の値に比例することなく)、全47個の都道府県に、定数・1を一律に追加配分する)アダムズ方式(=終期「一人別枠方式」)に**変更**すること】は、「国会に与えられた**裁量権の行使**として」、人口比例の基準からみて、**合理性を有しない**。

換言すれば、平成 28 年改正法、平成 29 年改正法（アダムズ方式（＝終期「一人別枠方式」）採用）は、端数（剰余人口）の値を考慮することなく、全 47 都道府県に一律に定数・1 を追加配分するので、A【剰余の定数】が 0 に至る迄、【剰余人口の値に比例して A【剰余定数】を配分する最大剰余方式の基準】に比べて、人口比例の基準からみて、最大剰余方式に劣後する。

更に言えば、【従来から採用され、既に定着していた最大剰余方式（A【剰余の定数】を、A【剰余の定数】が 0 に至る迄、人口に比例して端数を有する各都道府県に配分する方式）を、アダムズ方式（剰余定数・47 を、端数の値（剰余人口）を考慮することなく、一律に全 47 都道府県に定数・1 を追加配分する方式（＝終期「一人別枠方式」））に変更すること】は、「国会に与えられた裁量権の行使として」、**合理性を有しない**と解される。

よって、該**変更**は、平成 30 年大法廷判決（衆）の上記判断（判例）（上記（1）（本書 31～33 頁）に照らして、憲法に反する。

- (4) よって、同平成 30 年大法廷判決（衆）の同記述（「このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として**合理性を有するといえるか否か**によって判断されることになる。」（強調 引用者））に照らし、【既に行政実務として定着していた最大剰余方式をアダムズ方式（＝終期「一人別枠方式」）に変更すること】は、**合理性を有しない**ので、憲法に反する、と解される。

- (5) 平成 26 年大法廷判決（参）の 5 判事（櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充。敬称略。以下同じ）の補足意見は、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正統性を支える基本的な条件**に関わる極めて重要な問題であって」（強調 引用者）（民集 68 巻 9 号 1383 頁）

と判断している¹⁷⁾。

全国弁護士グループ提訴に係わる、本件選挙に関する全 14 高裁・高裁支部判決は、全て『本件選挙は、「投票価値の不均衡の是正」未達である』旨判断している。

上記 5 判事の補足意見に照らせば、本件選挙で選出された国会議員は、「国会の活動の正統性」を欠いている（下記XI「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙は、「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙である：（本書 45～50 頁）参照）。

【「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性」を欠く国会議員が、上記「国会に与えられた裁量権」を行使すること】は、それ自体、**背理**である。

更に言えば、【（「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性」を欠く議員を含む）国会が、（憲法秩序に照らして、それを有することなどあり得ない）立法裁量により、従来から採用されていた（剰余人口の値に比例して剰余定数を配分する方式たる）「最大剰余方式」を（剰余人口に比例することなく、全 47 都道府県の各々に一律に一議員定数を追加配分する方式たる）アダムズ方式（＝終期「一人別枠方式」）へ変更すること】は**背理**であり、**且つ合理性を有しない**（下記XI 2(3)～(4)（本書 48～49 頁））。

4【全人口の 48.8%〈最大剰余方式〉】：（本書 35～36 頁）

- (1) 和田淳一郎横浜市立大学教授の論文・「衆議院議員の過半数を得るために必要な日本国民の人口～2020 年国勢調査速報値による」（甲 86）の「表 5 ア

¹⁷⁾ 前掲注¹⁴⁾（本書 26 頁）参照。

ダムズ方式による定数配分の評価」(本書 38 頁 参照)によれば、全人口の **48.05%**が全衆議院議員の過半数 (**50.1%**) を選出し、「表 7 サンラグ方式、**最大剰余方式**等による定数配分の評価」(本書 39 頁 参照)によれば、全人口の **48.76%**が全衆議院議員の過半数 (**50.1%**) を選出する(和田淳一郎横浜市立大学教授 note : <https://note.com/juniwada/n/n127d29dee083>、甲 86)。

上記の各値の示すとおり、最大剰余方式による選挙区割り、アダムズ方式によるそれより、より人口比例選挙に近い。

即ち、アダムズ方式の選挙区割りは、「投票価値の均衡」性の点で、最大剰余方式の選挙区割りに劣後する。

【国会が従来採用してきた最大剰余方式の選挙区割りを、A【剰余定数】を剰余人口の値に比例しない、全 47 都道府県への一律定数・1 追加配分方式たるアダムズ方式(=終期「一人別枠方式」)に**変更**すること】は、「投票価値の不均衡の是正」の基準に照らして、「**国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有しない**」ので、アダムズ方式による選挙区割りは、憲法に反する。

- (2) 下記(本書 37~39 頁)は、同和田教授 note の「表 1 日本国民の人口による小選挙区定数配分」、「表 5 アダムズ方式による定数配分の評価」、「表 7 サンラグ方式、**最大剰余方式**等による定数配分の評価」(甲 86)の転載である。

(以下、余白)

VIII 従来の最大剰余方式のアダムズ方式への変更は、合理性を有しない

差し替え

2020国政調査 速報値 日本国民の 人口	最大剰余方式 Hamilton Largest Remainder Method quota 取り分 最大剰余方式	一小県有利		除数方式				大県有利		現状
		Rawls	Hill	Nash	Bentham	Webster	Jefferson			
								Adams 新規配分	米下院方式	
合計	123670385	289.00	289	289	289	289	289	289	289	289
東京都	13526244	31.61	32	30	31	31	32	32	34	25
神奈川県	9033642	21.11	21	20	21	21	21	21	22	18
大阪府	8640346	20.19	20	19	20	20	20	20	21	19
愛知県	7298488	17.06	17	16	17	17	17	17	18	15
埼玉県	7176091	16.77	17	16	17	17	17	17	17	18
千葉県	6143099	14.36	14	14	14	14	14	14	15	13
兵庫県	5372644	12.56	13	12	13	13	13	13	13	12
北海道	5188415	12.12	12	12	12	12	12	12	13	12
福岡県	5066141	11.84	12	11	12	12	12	12	12	11
静岡県	3549980	8.30	8	8	8	8	8	8	8	8
茨城県	2808176	6.56	7	7	7	7	7	7	7	7
広島県	2749551	6.43	6	6	6	6	6	6	6	7
京都府	2523514	5.90	6	6	6	6	6	6	6	6
宮城県	2281842	5.33	5	5	5	5	5	5	5	6
新潟県	2185572	5.11	5	5	5	5	5	5	5	6
長野県	2015303	4.71	5	5	5	5	5	5	5	5
岐阜県	1929337	4.51	5	5	5	5	5	5	5	4
栃木県	1895954	4.43	4	5	4	4	4	4	4	5
群馬県	1885482	4.41	4	5	4	4	4	4	4	5
岡山県	1862177	4.35	4	4	4	4	4	4	4	5
福島県	1820104	4.25	4	4	4	4	4	4	4	4
三重県	1726157	4.03	4	4	4	4	4	4	4	4
熊本県	1723084	4.03	4	4	4	4	4	4	4	4
鹿児島県	1577966	3.69	4	4	4	4	4	4	4	4
沖縄県	1447761	3.38	3	4	3	3	3	3	3	4
滋賀県	1384918	3.24	3	3	3	3	3	3	3	4
山口県	1326862	3.10	3	3	3	3	3	3	3	4
愛媛県	1323375	3.09	3	3	3	3	3	3	3	4
奈良県	1313752	3.07	3	3	3	3	3	3	3	3
長崎県	1302713	3.04	3	3	3	3	3	3	3	4
青森県	1232975	2.88	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手県	1203758	2.81	3	3	3	3	3	3	3	3
石川県	1118155	2.61	3	3	3	3	3	3	3	2
大分県	1112167	2.60	3	3	3	3	3	3	3	2
宮崎県	1063114	2.48	3	3	3	3	3	3	3	2
山形県	1061270	2.48	2	3	3	3	2	2	2	2
富山県	1018427	2.38	2	3	2	2	2	2	2	2
秋田県	956488	2.24	2	3	2	2	2	2	2	2
香川県	938896	2.19	2	3	2	2	2	2	2	2
和歌山県	917108	2.14	2	2	2	2	2	2	2	2
佐賀県	805230	1.88	2	2	2	2	2	2	2	2
山梨県	795936	1.86	2	2	2	2	2	2	2	2
福井県	754066	1.76	2	2	2	2	2	2	2	1
徳島県	714242	1.67	2	2	2	2	2	2	2	1
高知県	687501	1.61	2	2	2	2	2	2	2	1
鳥取県	663082	1.55	2	2	2	2	2	2	2	1
島根県	549280	1.28	1	2	1	1	1	1	1	2
最大剰余方式の 閾値		0.48	除数方式の除数下限	465545	429459	429441	427383	424508	394443	
			除数方式の除数上限	466422	430155	430040	428124	425245	394491	
			閾値 下限	幾何平均		対数平均	identric平均	算術平均	上限	
			(切り上げ)					(四捨五入)	(切り捨て)	

表1日本国民の人口による小選挙区定数配分

Ⅷ 従来の最大剰余方式のアダムズ方式への変更は、合理性を有しない

1

2020年国勢調査速報値人口アダムズ方式【総定数465（小選挙区：289、比例：176）】											
県名	小選挙区 定数 (C)	小選挙区 人口 (D)	比	比例ブロック	比例ブロック 定数 (G)	比例ブロック 小選挙区人口 (H)	比例区付選挙区 総議員数 【C+G×(D/H)】 (I)	比例区付総議員 一人あたり人口 【D÷I】	比例区付 格差	比例区付総議員数乗積 票の重い方から過半数 (233(=(465÷2)の切り上げ))まで	累積小選挙区有権者数 票の重い方から過半数 (233(=(465÷2)の切り上げ))まで
33000 岡山県	4	1,862,177		9 中国		10 7,150,952	6.60	281973	1.42	総議員(465人)の過半数(233人)を選出する小選挙区人口の合計（切り上げ） = 59,424,967 （鳥取県→山口県の小選挙区有権者数に、神奈川県のプロ区付き総議員数(1)33.01議席のうちの 10.54(=233-222.46)議席を選出する小選挙区人口を足した全小選挙区人口の合計）	
25000 滋賀県	3	1,384,918		8 近畿	28	20,152,282	4.92	281245	1.42		
30000 和歌山県	2	917,108		8 近畿	28	20,152,282	3.27	280097	1.41		
34000 広島県	6	2,749,551		9 中国	10	7,150,952	9.85	279284	1.41		
27000 大阪府	14	8,640,246		8 近畿	28	20,152,282	21.01	278626	1.40		
40000 福岡県											
4000 宮城県											
7000 福島県											
11000 埼玉県											
13000 東京都											
28000 兵庫県											
23000 愛知県											
14000 神奈川県											51.95%
35000 山口県										59,424,967	48.05%
29000 奈良県										56,541,089	
15000 新潟県										55,214,227	
22000 静岡県										53,900,475	
12000 千葉県										51,714,903	
42000 長崎県										48,164,923	
43000 熊本県										42,021,824	
24000 三重県										40,719,111	
26000 京都府										38,996,027	
2000 青森県										37,269,870	
1000 北海道										34,746,356	
8000 茨城県										33,513,381	
20000 長野県										28,324,966	
3000 岩手県										25,516,790	
41000 佐賀県										23,501,487	
38000 愛媛県										22,297,729	
19000 山梨県										21,492,499	
46000 鹿児島県										20,169,124	
9000 栃木県										19,373,188	
10000 群馬県										17,795,222	
21000 岐阜県										15,899,268	
18000 福井県										14,013,786	
17000 石川県										12,084,449	
44000 大分県										11,330,383	
47000 沖縄県										10,212,228	
6000 山形県										9,100,061	
45000 宮崎県										7,652,300	
16000 富山県										6,591,030	
32000 島根県										5,527,916	
36000 徳島県										4,509,489	
5000 秋田県										3,846,407	
39000 高知県										3,132,165	
37000 香川県	3	938,896		10 四国	6	3,664,014	4.54	206920	1.04	7.31	1,488,176
31000 鳥取県	2	549,280		9 中国	10	7,150,952	2.77	198431	1.00	2.77	549,280
	289	123,670,385					465				

A3 に差し替え

表5アダムズ方式による定数配分の評価

Ⅷ 従来の最大剰余方式のアダムズ方式への変更は、合理性を有しない

2

2020年国勢調査速報人口(除く外国人推計値) 【総定数465 (小選挙区サンラダ: 289、比例アダムズ以外: 176)】												
県名	小選挙区 定数 (C)	小選挙区 人口 (D)	比	比例ブロック (G)	比例ブロック 定数 (H)	比例ブロック 小選挙区人口 (H)	比例区付選挙区 総議員数 【C+G×(D/H)】 (I)	比例区付総議員 一人あたり人口 【D÷I】	比例区付 倍率	比例区付総議員数候補 票の多い方から過半数 (233÷(465÷2)の切り上げ)) まで	重複小選挙区有権者数 票の多い方から過半数 (233÷(465÷2)の切り上げ)) まで	
31000 鳥取県	1	549280	9 中国		10	7,150,952	1.77	310,657	1.37			
60000 山形県	2	1061270	2 東北		12	8,556,437	3.49	304,230	1.34			
16000 宮城県	2	1018437	6 北陸信越		10	7,091,523	3.44	296,369	1.31			
47000 新潟県	3	1447761	11 九州		20	14,098,176	5.05	286,468	1.26			
5000 秋田県	2	956488	2 東北		12	8,556,437	3.34	286,251	1.26			
37000 青川県	2	938896	10 四国		5	3,664,014	3.28	286,141	1.26			
33000 岡山県	4	1862177	9 中国		10	7,150,952	6.60	281,973	1.24			
9000 栃木県	4	1895954	3 北関東		20	13,765,703	6.75	280,691	1.24			
10000 群馬県	4	1865482	3 北関東		20	13,765,703	6.74	279,770	1.24			
34000 広島県	6	2749551	9 中国		10	7,150,952	9.85	279,284	1.23			
4000 宮城県	5	2281842	2 東北		12	8,556,437	8.20	278,267	1.23			
7000 福島県	4	1820104	2 東北		12	8,556,437	6.55	277,768	1.23			
25000 滋賀県	3	1384918	8 近畿		29	20,152,282	4.99	277,374	1.22			
30000 和歌山県	2	917108	8 近畿		29	20,152,282	3.32	276,258	1.22			
38000 愛媛県	3	1322375	10 四国		5	3,664,014	4.81	275,364	1.22			
35000 山口県	3	1326862	9 中国		10	7,150,952	4.86	273,270	1.21			
1000 北海道	12	5188415	1 北海道		7	5,188,415	19.00	273,074	1.21			
15000 新潟県	5	2185572	6 北陸信越		10	7,091,523	8.08	270,426	1.19			
22000 新潟県	8	3549980	7 東海		21	14,503,962	13.14	270,167	1.19			
12000 千葉県	14	6143099	4 南関東		23	15,972,677	22.85	268,894	1.19			
42000 長崎県	3	1302713	11 九州		20	14,098,176	4.85	268,708	1.19			
29000 奈良県	3	1312722	9 近畿		29	20,152,282	4.09	266,031	1.19			
43000 熊本県	4	1723084	11 九州		20	14,098,176	6.44	267,377	1.18			
27000 大分県	20	8640346	8 近畿		29	20,152,282	32.43	266,399	1.18			
14000 神奈川県	21	9033642	4 南関東		23	15,972,677	34.01	265,632	1.17			
24000 三重県	4	1726157	7 東海		21	14,503,962	6.50	265,593	1.17			
13000 東京都	32	13526244	5 東京		19	13,526,244	51.00	265,220	1.17			
23000 愛知県	17	7298486	7 東海		21	14,503,962	27.57	264,751	1.17			
40000 福岡県	12	5066141	11 九州		20	14,098,176	19.19	264,041	1.17			
26000 東京都	6	2523514	8 近畿		29	20,152,282	9.63	262,008	1.16			
11000 埼玉県	17	7176091	3 北関東		20	13,765,703	27.43	261,652	1.16			
2000 青森県	3	1232975	2 東北		12	8,556,437	4.73	260,716	1.15			
28000 山形県	13	5372644	8 近畿		29	20,152,282	20.73	259,154	1.14			
20000 長野県	5	2015303	6 北陸信越		10	7,091,523	7.84	256,993	1.13			
3000 松山県	3	1203758	2 東海		12	8,556,437	4.69	256,763	1.13			
41000 佐賀県	2	805230	11 九州		20	14,098,176	3.14	256,254	1.13			
8000 小笠原県	7	2808176	3 北関東		20	13,765,703	11.08	253,446	1.12			
19000 山梨県	2	795936	4 南関東		23	15,972,677	3.15	252,990	1.12			
46000 鹿児島県	4	1577966	11 九州		20	14,098,176	6.24	252,938	1.12			
21000 岐阜県	5	1929337	7 東海		21	14,503,962	7.79	247,559	1.09			
18000 福井県	2	754866	6 北陸信越		10	7,091,523	3.06	246,159	1.09			
17000 佐川県	3	1118155	6 北陸信越		10	7,091,523	4.58	244,312	1.08			
44000 大分県	3	1112167	11 九州		20	14,098,176	4.58	242,951	1.07			
36000 徳島県	2	714242	10 四国		5	3,664,014	2.97	240,108	1.06			
45000 高崎県	3	1063114	11 九州		20	14,098,176	4.51	235,820	1.04			
39000 高知県	2	687501	10 四国		5	3,664,014	2.94	233,989	1.03			
32000 島根県	2	663082	9 中国		10	7,150,952	2.93	226,519	1.00			
289	123670385					465.00						

総議員(465人)の過半数(233人)を算出する小選挙区人口の合計 (切り上げ)
= 66,302,267

(鳥取県→東京都の小選挙区有権者数に、三重県の比例区付き総議員数(9)6,50 議席のうちの
3.23席(233-229.77)議席を算出する小選挙区人口を足した全小選挙区人口の合計)

総議員(465人)の過半数(233人)を算出する小選挙区人口の、
全小選挙区人口に占める割合 (小数第3位切り上げ)
=48.76%

※20% の差を替っても48.76% の比率を替えられたい

233.00	66,302,267	51.24%
		48.76%

A3 に差し替え

- (3) 上記「表 1 日本国民の人口による小選挙区定数配分」(本書 37 頁) の第 2 列 (最大剰余方式) ; 第 3 列 (Adams) ; 第 9 列 (現状) の、関係する各議員定数 (但し、最大剰余方式の議員定数と Adams のそれと異なる場合に限る) を抜き書きすると、下記のとおりである。

(注) の記載は代理人らによる

	最大剰余方式	Adams 新規配分	現状
東京都	32 (+7)	30 (+5)	25
神奈川県	21 (+3)	20 (+2)	18
大阪府	20 (+1)	19	19
愛知県	17 (+2)	16 (+1)	15.
埼玉県	17 (+2)	16 (+1)	15
千葉県	14 (+1)	14 (+1)	13
兵庫県	13 (+1)	12	12
福岡県	12 (+1)	11	11
広島県	6 (−1)	6 (−1)	7
宮城県	5 (−1)	5 (−1)	6
新潟県	5 (−1)	5 (−1)	6
栃木県	4 (−1)	5	5
群馬県	4 (−1)	5	5
岡山県	4 (−1)	4 (−1)	5
福島県	4 (−1)	4 (−1)	5
沖縄県	3 (−1)	4	4
滋賀県	3 (−1)	3 (−1)	4
山口県	3 (−1)	3 (−1)	4
愛媛県	3 (−1)	3 (−1)	4
長崎県	3 (−1)	3 (−1)	4
山形県	2 (−1)	3	3
富山県	2 (−1)	3	3
秋田県	2 (−1)	3	3
香川県	2 (−1)	3	3
和歌山県	2 (−1)	2 (−1)	3
鳥取県	1 (−1)	2	2

アダムズ方式の選挙区割りでは、**10 増 10 減**である (令和 4 年 2 月 21 日付日本経済新聞)。

最大剰余方式の選挙区割りでは、上記のとおり、**18 増 18 減**である。

IX 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する：（本書 41～42

頁）

- 1 憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 項第 1 文前段は、【選挙が人口比例選挙（即ち、1 人 1 票選挙）であること】を要求する（統治論）。

とはいえ、憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 項第 1 文冒頭の要求する人口比例選挙は、実務上、合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙であれば足りる、と解される。

2(1)

ア(7) フロリダ State は、全 27 個の小選挙区（即ち、各小選挙区から議員 1 人を選出する）からなり、22 個の小選挙区の人口は、全て **696,345 人** であり（即ち、人口較差は、0 人）、残余の 5 個の小選挙区の人口は、全て、各 **696,344 人** である。

即ち、その全 27 個の小選挙区の間**の最大人口較差は、僅か 1 人**（1 人＝696,345 人－696,344 人）である¹⁸⁾（甲 38）。

イ) ペンシルバニア State は、全 19 小選挙区からなり、そのうち、議員 1 人当り人口の最小の小選挙区の人口は、**646,371 人** であり、同最大の小選挙区の人口は、**646,372 人** であり、その**最大人口較差は 1 人**（1 人＝646,372 人－646,371 人）である¹⁹⁾（甲 36 の 1、2）。

ウ) ニューメキシコ State は、全 3 小選挙区からなり、全 3 小選挙区の夫々の

¹⁸⁾ フロリダ State 米国連邦下院議員選挙区割プラン（2014.8.7）（甲 38）

https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf

¹⁹⁾ 米国ペンシルベニア State 中部地区連邦地裁（Vieth v. ペンシルベニア State 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002)）は、2002 年 4 月 8 日、「Act 1（法律 1 号）は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ、更に、ペンシルベニア State 議会に対し、Act 1（法律 1 号）の憲法違反を解消するための改正法案（a plan）を提出するために、3 週間を付与した。新しく立法された Act 34（法律 34 号）では、選挙区間の最大人口較差は、1 人である（甲 36 の 1、2）。

人口は、全て **686,393 人** であり、**最大人口較差は 0 人** である²⁰⁾ (甲 37 の 1、2)。

イ 日本では、本件選挙 (2021 年衆院選 (小選挙区)) では、議員 1 人当たり有権者をみると、最大選挙区 (**481,534 人** (東京 10 区)) と最小選挙区 (**233,060 人** (鳥取 1 区)) の**有権者数の差は 248,474 人** である (**248,474 人** = 481,534 人 (東京 10 区) - 233,060 人 (鳥取 1 区)) である。

ウ 日本の衆院選 (小選挙区) の最大較差 (選挙区間の最大較差: **248,474 人**) は、

上記ア(7)の**フロリダ State の場合** (選挙区間の最大人口差: **1 人**)、

(イ) の**ペンシルバニア State の場合** (選挙区間の最大人口差: **1 人**)、

(ウ) の**ニューメキシコ State の場合** (選挙区間の最大人口差: **0 人**)

と比べると、5 桁違いのレベルで大である。

3 本IX 憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する (本書 41~42 頁) は、
上告理由書 (2) 第 6 章【憲法は、できる限り人口に比例する選挙を要求する】(同
書 127~132 頁) の議論により、補足される。

(以下、余白)

²⁰⁾ Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 ニューメキシコ State 地方裁判所は、2012 年 1 月 9 日、2010 年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の区割りにつき、ニューメキシコ State の全 3 小選挙区の選挙区割りにおいて、小選挙区間の人口差がゼロである案を支持した (甲 37 の 1、2)。

X 立証責任は、国にある：（本書 43～45 頁）

【要約】

【一票の投票価値の平等（1 人 1 票等価値）からの乖離が、合理的であること】の立証責任は、国にある。

1 米国連邦最高裁判決（Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983）²¹⁾（甲 35）は、
米国連邦下院議員選挙のニュージャージーStateでの選挙区割りにつき、

- 【 ① 投票価値の平等は、絶対ではない。
- ② 選挙区割りが、投票価値の平等（＝人口比例選挙）から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の立証責任を負う】旨

明言し、州（State）側が、同立証責任を果たしていないとして、原告ら（選挙人ら）勝訴の判決を言渡した。

この米国連邦最高裁判決（Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983）において、原告ら（選挙人ら）勝訴を決したのは、立証責任の論点であった。

2 他方で、昭和 51 年大法院判決（衆）、及び爾後の各最高裁大法院判決は、選挙管理委員会が立証責任を負うか否かの論点について、沈黙している。

²¹⁾ Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983) 米国連邦最高裁（甲 35）は、1983 年 6 月 22 日、米国連邦下院議員選挙に関し、1 票対 0.9930 票の選挙権価値の不平等（ニュージャージーState の第 4 区の人口：527,472 人〈最大〉；同 State の第 6 区の人口：523,798 人〈最小〉。両選挙区の人口差：3,674 人（ $=527,472 - 523,798$ ））を定めるニュージャージーState 選挙法を違憲とした。米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、State が、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う旨判示した。

- 3 (1) 下記の **3 高裁**は、下記【一覧表 1】の中の(1)～(3)に示すとおり、当該選挙区割規定の投票価値の平等からの乖離につき、**国が立証責任を負うことを認め**、「違憲違法」判決又は「違憲状態」判決を言渡した（但し、いずれも、全国弁護士グループの提訴に係る）。

【一覧表 1】

高裁判決	判決の内容	国の負担する主張立証責任の内容
(1) 平成 25.3.18 福岡高判（衆） （西謙二裁判長）（甲 24）	「違憲状態」判決 （但し、「人口比例選挙」判決）	【投票価値の不平等という結果が生じている本件選挙区割規定の合理性】の主張立証責任
(2) 平成 25.3.6 東京高判（衆） （難波孝一裁判長）（甲 25）	「違憲違法」判決 （但し、「人口比例選挙」判決）	【投票価値の不平等が生じている本件選挙区割規定が、国会の合理的な考量の結果であること】の主張立証責任
(3) 平成 25.3.26 大阪高判（衆） （小松一雄裁判長）（甲 26）	「違憲違法」判決	【本件選挙区割規定の合憲性】の主張立証責任

- (2) **長谷部恭男**『憲法 第 7 版』（新世社、2018 年）178 頁（甲 70）は、『投票価値の **1 対 1 原則**からの乖離に合理性があることの**立証責任は、政府が負う**』旨記述する（上告理由書(2)47 頁参照）。

また、**橋本基弘**中央大学法学部教授「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法院令和 2 年 11 月 18 日判決について ― 裁判所と国会、国民との対話―（二）」19 頁（法学新報第 128 巻 5・6 号〈令和 3 年 12 月 10 日〉）（甲 133）は、

「私は、較差が生じていない状態が原則であって、1:1 からの離脱を許容するならば、**その根拠を示す義務が立法府にはあると考えている**。選挙制度は、すべての有権者の投票価値が平等になるよう設計すべきであり、較差 **1:1** が出発点でなければならない。これを前提にして、都道府県や市町村あるいは地域ブロックなどの枠を加味しつつ、どこまでの較差が許容できるのかを検討すべきであって、逆ではない⁴⁷⁾。

47) **辻村みよ子**『『権利』としての選挙権と『投票価値平等』』明治大学法科大学院論集 14 号 83 頁、106 頁「選挙権が主権者の権利である以上、可能な限り 1 対 1 に近づけることが憲法上要請されるといわざるをえない。とすれば、たとえ 1 対 2 以下でも、その**合理性が立証されない限り違憲問題は生じうると考える**のが妥当であろう」と述べる。このような見解は、憲法学説においても有力になりつつある。**牧野力也**『『一票の較差』の違憲審査基準に関する考察』筑波法政 54 巻 51 頁、71 頁も参照。」((二) 19 頁) (強調 引
用者)

旨記述する。

4 本X **立証責任は、国にある** (本書 43～45 頁) は、**上告理由書 (2)、第 7 章【立証責任は、国にある】** (同書 133～138 頁) の議論により、補足される。

(以下 余白)

XI 「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙は、「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙である：（本書 46～50 頁）

【「国会の活動の正統性を支える基本的な条件」】

1 (1) 平成 26 年大法院判決（参）の 5 判事（櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充。敬称略。以下同じ）の補足意見は、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって」（強調 引用者）

と判断している²²⁾。

(2) 同大法院判決には、4 判事の反対意見（鬼丸かおる、大橋正春、木内道洋・3 名〈違憲違法との反対意見〉と山本康幸・1 名〈違憲無効との反対意見〉）がある。

これらの 4 反対意見判事も、該 5 補足意見判事と同じく、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって」

と判断している、と解される。

(3) 即ち、該 9 判事は、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって」（強調 引用者）

²²⁾ 前掲注 ¹⁴⁾（本書 26 頁）参照。

と判断している、と解される。

(4) 爾後今日に至るまで、最高裁は、該 5 判事の補足意見を否定する判断をしていない。

(5) 該 5 補足意見判事の『憲法の要求する「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙は、「国会の活動の正統性」を欠く』旨の判断は、選挙が「違憲状態」と判決されるか、「違憲状態でない」と判決されるかを問わない。

けだし、「投票価値の不均衡の是正」未達か否かの判断は、そもそも、選挙が「違憲状態」か、「違憲状態でないか」の判断とは無関係であるからである。

従って、該 5 補足意見判事の同判断は、選挙が憲法の要求する「投票価値の不均衡の是正」未達である限り、「違憲状態でない」と判決された選挙についても、当てはまる。

【国会の立法裁量権】

2(1) 平成 30 年大法院判決（衆）（甲 20）は、

「衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決めるに際して、憲法上、議員 1 人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平

等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、**国会に与えられた裁量権の行使として合理性**を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。」(強調 引用者)

と判示する(民集 72 卷 6 号 1265~1266 頁)(但し、昭和 51 年大法廷判決(衆)及びそれ以降の 22 の大法廷判決(衆院選又は参院選に関する)も、同旨)。

- (2) 本件選挙は、「投票価値の不均衡の是正」未達であったので、本件選挙で当選した議員は、「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選したことになり、「国会の活動の正統性」を欠くと解される。
- (3) 【「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した「**国会の活動の正統性**」を欠く国会議員が、上記「**国会に与えられた裁量権**」を行使すること】は、それ自体、**背理**である。

従って、(【「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性」を欠く国会議員を含む国会が、その立法裁量権を行使すること】を認める)平成 30 年大法廷判決(衆)の上記判示は、憲法 56 条、2 項;1 条及び前文第 1 項第 1 文後段:前文第 1 項第 1 文前段の【人口比例の選挙の要求】に反する。

- (4) 更に、【「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性」を欠く国会議員を含む国会が、国会の立法裁量権を行使することにより、平成 28 年改正法（アダムズ方式採用）；平成 29 年改正法を立法すること】は、**背理**であり、**且つ憲法秩序に反する**と解される。

【14 高裁判決は、『本件選挙が「投票価値の不均衡の是正」未達であること』を認定した】

- 3 本件選挙（令和 3 年衆院選〈小選挙区〉）についての全国弁護士グループの 14 高裁・高裁支部で提訴した訴訟のうち、**5 高裁**（①高松高裁；②大阪高裁；③札幌高裁；④名古屋高裁；⑤福岡高裁）・**2 高裁支部**（①仙台高裁秋田支部；②福岡高裁那覇支部）が、「**違憲状態判決**」を言渡した。

残余の **3 高裁**（①東京高裁；②仙台高裁；③広島高裁）、**4 高裁支部**（①名古屋高裁金沢支部；②広島高裁岡山支部；③広島高裁松江支部；④福岡高裁宮崎支部）は、本件選挙は、憲法の要求する「**投票価値の不均衡の是正**」が未達であると認定のうえ、『アダムズ方式による議員定数配分の選挙区割りの実施が見込まれていることを**条件として**、本件選挙は**違憲状態ではない**』旨判決した。

【（「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性」を欠く議員を含む）国会の憲法改正の国会発議は、**違憲である**】

- 4(1) 同 14 個の高裁判決（即ち、7 個の違憲状態判決＋7 個の条件付合憲判決）が、『本件選挙は、憲法の要求する「投票価値の不均衡の是正」未達である』旨判断している以上、本件選挙は、「**国会の活動の正統性を支える基本的条件**」**未達の選挙**であった、と解される。

即ち、**本件選挙で当選した全 289 名の衆院選（小選挙区）選出議員は、全員、「国会の活動の正統性」を欠く、と解される。**

- (2) 憲法は、【「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した（「国会の活動の正統性」を欠く）本件選挙で選出された全 289 人の議員が、

XI 「投票価値の不均衡の是正」未達の選挙は、「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙である

両院の憲法改正のための発議を行うこと】など「所期」していない。

（「国会の活動の正統性を支える基本的条件」未達の選挙で当選した「国会の活動の正統性」を欠く議員を含む）国会による、憲法 96 条 1 項の憲法改正の発議は、憲法が予定するものではない（合区解消のための自民政憲案（47 条）を批判する 13 の社説（甲 136）参照）。

（以下、余白）

最後に (本書 51～56 頁)

1 ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉：(本書 51～52 頁)

2018 年 10 月 16 日、ロバーツ現第 17 代米国連邦最高裁判所首席判事（長官）
 (John G. Roberts, Jr., Chief Justice) は、ミネソタ大学ロースクールでの講演で、

**『政治部門（即ち、米国大統領と米国連邦議会）は、国民のために活動し、
 司法は、国民のために活動するのではなく、憲法のために活動する。』**

旨明言された（下記講演録参照）。

即ち、ロバーツ長官は、【司法の目的は、国民の意見の尊重ではなく、憲法秩序
 の維持である】旨明言された。

該ロバーツ現米国連邦最高裁判長官の言葉は、日本の最高裁判所裁判官が耳を
 傾けるに価する言葉である。

ロバーツ米国連邦最高裁首席判事講演録 2018 年 10 月 16 日(ミネソタ大ロースクール)
https://www.youtube.com/watch?v=9i3RwW0y_kE （冒頭の発言は 8:14～12:08）

書き起こし (抜粋)	(和訳)
Before I sit down with Professor Stein for the main event, I thought I would spend a moment or two touching upon the contentious event in Washington of recent weeks. I will not criticize <u>the political branches</u>. We do that often enough in our opinions. But what I would like to do briefly is to emphasize how the judicial branch is, how it must be very different. I have great respect for our public officials. <u>After all they speak for the people</u> and that commands a certain degree of humility from those of us in the judicial branch who do not. <u>We do not speak for the people, but we speak for the Constitution.</u>	スタイン教授とのメインイベントの前に、ここ数週間のワシントンで議論となっている出来事について、少し触れたいと思います。 <u>政治部門</u>を批判するものではありません。それは、判決意見のなかで十分に行っておりますので。(笑) 私は、ここで、簡単にですが、<u>司法部門が(政治部門と比べ)どのように異なっているか、どのように異なるべきか、を強調しておきたいのです。</u> 私は公職に就いておられる方々に対し、大変な敬意の念を抱いております。 <u>なにより、彼らは国民のために活動しています。</u>ですから、そうでない私ども司法部門の人間は、<u>一定程度謙虚であることが求められます。</u> 私どもは、国民のために活動していません。私どもは、憲法のために活動しています。

<u>Our role is very clear. We are to interpret the Constitution and laws of the United States and ensure that the political branches act within them.</u> That job obviously requires independence from the political branches. The story of Supreme Court would be very different without that sort of independence. Without independence there is no Brown versus Board of Education. Without independence there is no West Virginia versus Barnette where the court held that the government could not compel schoolchildren to salute the flag. And without independence there is no steel seizure case where the court held the President Truman was subject to the Constitution even in a time of war.	<u>私どもの役割は非常に明確です。私どもは、合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治がその枠内で行われることを保障することです。</u> そのためには、当然ながら、政治部門からの独立が必要です。 そのような独立がなかったら、最高裁判所の歩みは、非常に異なるものになったでしょう。 (政治部門からの) 独立がなければ、Brown 対教育委員会判決はなかったでしょう。 (政治部門からの) 独立がなければ、政府が生徒対し国旗に敬礼することを強制できないと判決したウェストバージニア州対バーネット判決はなかったでしょう。 また、(政治部門からの) 独立がなければ、鉄鋼接收裁判もなかったでしょう。この裁判で裁判所は、トルーマン大統領は、たとえ戦時下であっても、憲法に拘束されると判決しました。
--	--

2 寺田逸郎裁判長（最高裁所長官〈当時〉）の質問：（本書 52～55 頁）

- (1) 平成 29 年 7 月 19 日の平成 29 年大法廷判決（参）事件の口頭弁論期日において、寺田逸郎裁判長と久保利英明弁護士との間で、下記の厳しいやり取りがあった。

久保利弁護士は、概ね、

「最高裁が、本日、傍聴希望者に対して配布した文書は、上告人ら（選挙人ら）の主張を、山口弁護士グループの憲法 14 条（法の下での平等）に基づく人権論の主張と区別することなく、法の下での平等の憲法 14 条に基づいて選挙無効を主張していると紹介しています。これは間違いです。

「代理人ら」は、選挙は、憲法 56 条 2 項、前文第 1 項第 1 文後段及び 1 条、前文第 1 項第 1 文前段の人口比例の要求に反するという統治論に基づいて、「選挙違憲無効」を主張しています。憲法 14 条（法の下での平等）に基づいて、「選挙違憲無効」を主張しているわけではありません」

と発言した。

寺田裁判長は、この久保利弁護士の発言について、久保利弁護士に対し、
「憲法 14 条違反を主張しているのではないのですか？」

と質問された。

久保利弁護士は、

「はい、「代理人ら」は、憲法 14 条違反の人権論を主張していません。「代理人ら」は、¹ 憲法 56 条 2 項；² 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；³ 前文第 1 項第 1 文前段が人口比例選挙を要求するという統治論に基づいて、この「選挙違憲無効」請求訴訟を提訴しています。」旨

明確に発言した。

(2) この寺田裁判長の質問は、「代理人ら」にとって、衝撃であった。その理由は、以下のとおりである。

寺田逸郎裁判官は、平成 23 年大法廷判決（衆）、平成 24 年大法廷判決（衆）、平成 25 年大法廷判決（衆）において、それぞれ、最高裁判事として裁判され、且つ平成 26 年大法廷判決（衆）、平成 27 年大法廷判決（衆）、平成 25 年大法廷判決（衆）において、それぞれ、最高裁裁判長として、裁判された。

全国弁護士グループは、原告らを代理して、平成 21 年～平成 29 年の 8 年間、一貫して『当該選挙は、¹ 憲法 56 条 2 項；² 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；³ 前文第 1 項第 1 文前段の人口比例選挙の要求に反する』旨主張した（統治論）。

久保利弁護士への寺田裁判長の上記質問によって、全国弁護士グループは、
【寺田裁判官が、全国弁護士グループが同 8 年間、終始一貫して、¹ 憲法 56 条 2 項；² 1 条及び前文第 1 項第 1 文後段；³ 前文第 1 項第 1 文

前段の人口比例選挙の要求に反する』旨主張しているにも拘らず、且つ各大法
 廷判決のため合議にも拘らず、全国弁護士グループの同主張（統治論）を『当
 該選挙は、憲法 14 条（法の下での平等）の投票価値の平等の要求に反する』旨主
 張（即ち、人権論）と誤解していたこと】を初めて知ったからである。

この口頭弁論期日の後言渡された平成 29 年大法廷判決（参）は、選挙人ら
 敗訴の判決であった。

同判決は、「なぜ、敗訴した側（選挙人ら。引用者 注）の主張を採用できないか、
 判決の中で、きちんと整理して示」（但し、下記 3〈本書 55～56 頁〉記載の 2020 年 1 月 16
 日の大谷直人最高裁判長官の新任判事補に対する辞令公布式での訓示の中の言葉）していな
 い。

爾後の平成 30 年大法廷判決（衆）及び令和 2 年大法廷判決（参）も、選挙
 人ら敗訴の判決であった。これらの判決も、「なぜ、敗訴した側の主張を採用で
 きないか、判決の中で、きちんと整理して示」（同上参照）していない。

更に言えば、「代理人ら」は、平成 21（2009）年以降選挙人らを代理して一
 貫して、『憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 項第 1 文前段の人口比例選挙の要求
 に反するので、選挙は、違憲無効である』旨主張（統治論）してきた。しかし
 ながら、平成 23、24、25、26、27 年、29 年、30 年、令和 2 年の累計 8 個の
 大法廷判決は、「なぜ、敗訴した側の主張を採用できないか、判決の中で、きち
 んと整理して示」（同上参照）していない。

- (3) 上記の平成 23 年～令和 2 年の 9 年間に言渡された累計 8 個の大法廷判決
 は、2 種類あり、夫々、山口邦明弁護士グループが全ての国政選挙毎に東京高
 裁及び広島高裁で提訴した事件の上告事件及び本件裁判の全国弁護士グルー
 プが全ての国政選挙毎に 14 個の高裁・高裁支部に提訴した全事件の上告事件
 についての判決である。

民集は、山口邦明弁護士グループが平成 21 年～令和元年の 11 年間に全ての

国政選挙毎に提訴した各事件の上告事件についての累計 8 個の大法廷判決のみを掲載している。

全国弁護士グループが同期間に全ての国政選挙毎に 14 個の高裁・高裁支部に提訴した累計 106 個の事件の上告事件についての累計 8 個の大法廷判決は、いずれも、民集ではなく、集民に掲載されている。

集民は、一貫して上告理由書を掲載しないルールの下に刊行されている。よって、全国弁護士グループの全ての国政選挙毎の上告事件についての累計 8 個の各大法廷判決についての各上告理由書（但し、統治論に基づくもの。）は、集民にも、民集にも、掲載されない。

結局、同弁護士グループの過去 9 年間に裁判所に提出された上告理由書は、民集にも、集民にも掲載されていないので、当該裁判の当事者以外に、非公開である。そのため、憲法学者等は、民集、集民のいずれを調査しても、過去 9 年間、同弁護士グループの各上告理由書記載の主張（統治論）を知り得ない。

上告人ら（原審原告ら）は、憲法学者が、当該大法廷判決について十分に論評できるよう、【1】大谷直人最高裁長官の新任判事補宛訓示（令和 2 年 1 月 15 日）どおり、「代理人ら」の統治論を採用するか否かの理由を判決文の中に明示すること、及び【2】同判決文を同上告人ら（原審原告ら）の上告理由書とともに、民集に掲載すること】を求める。

3 大谷直人最高裁長官の新任判事補宛訓示（令和 2 年 1 月 15 日）：（本書 55～56 頁）

(1) 共同通信社（2020 年 1 月 16 日配信）は、

「司法試験に合格し、新たに裁判官として採用された判事補 75 人の辞令交付式が 16 日、最高裁で開かれ、大谷直人長官が「裁判に対する非難や批

判から逃げず、受け止める覚悟を持ってほしい」と訓示した。

大谷長官は一人一人に辞令を手渡した後にあいさつした。当事者双方の主張が真っ向から対立する事件では「どのような判決を書いても『不当だ』との非難は免れない」とした上で「**なぜ敗訴した側の主張が採用できないか、判決の中できちんと整理して示すことが必要だ**」(強調 引用者)と説いた。」

と報じた。

- (2) もし仮に、本件裁判で、選挙人らが敗訴する場合は、最高裁は、大谷直人最高裁長官の当該訓示のとおり、判決文の中で「**なぜ選挙人ら側の主張** (即ち、上記Ⅰ～Ⅺ (本書 1～50 頁) 及び上告理由書(2)記載の各主張。) **が採用できないのか、判決の中できちんと整理して示**」されるよう求められる。

なぜならば、それが無い場合は、裁判所に対する、国民と行政府と立法府からの**尊敬と信頼**が崩壊するリスクが、生じるからである。

もし、仮に、裁判官が、上告人ら (原審原告ら) の統治論を採用せず、且つ上告人ら (原審原告ら) 敗訴の判決を下す場合は、**裁判官**は、判決書の中に統治論を採用しない「**理由**」を記載する**義務を負う**(民訴法 253 条 1 項 3 号;行訴法 7 条)。

以上